

旭川市立嵐山小中学校  
学校いじめ防止基本方針



令和4年4月  
(令和4年10月 改定)



## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えていた傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び本年度の目標

昨年度のいじめの認知件数は〇件でした。また、道教委いじめアンケート調査結果によると「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童生徒は100%でした。さらに、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は〇%でした。

以上のことより、本基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応、早期解決を目指します。その際、全ての教職員・生徒・保護者・地域の方々がいじめの定義を理解した上で、いじめの積極的な認知を進め、一丸となっていじめ根絶の取組ができる体制作りに努めます。内容については、未然防止の取組として日常の授業を中心とした教育活動の充実を図ります。そのためにも、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、生徒指導の機能を生かし、①【自己決定の場】～自分の考えをもたせる場②【自己存在感を与える場】～自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関係をはぐくむ場】～「なるほどそういうことか」「話し合って良かった」と実感する場を設定していきます。学級活動では、生徒が安心できる居場所づくりとともに、気軽に悩みを打ち明けることができ、自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科では、重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。加えて、生徒同士の主体的な話し合いや、生徒会独自の取組、A c t サミットにおける取組を通して生徒自身がいじめ根絶を目指す環境作りを進めます。さらに、いじめ事案の対応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し、スピード感をもって適切に対処を進めます。

以上の取組について、いじめ対策組織を中心にP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルにより点検・見直しを図っていきます。

## 2 児童生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

### (1) 取組の方針

- ① 児童生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会・生徒会を中心に進める。
- ② 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- ③ 児童生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

### (2) 本校の取組

#### ① 小中協議会(児童生徒会会議)の充実

小学校・中学校の問題について話し合う場を月一回設定し、今月の目標反省、来月の目標設定を行う。その際、仲間づくりの観点から、互いに困っていることはないかを確認したり、問題点を交流したりするなど、課題解決に向けての手立てを考える場を設ける。

#### ② いじめ撲滅運動

- ・実施時期 6月
- ・目的 いじめは絶対してはいけないものだという意識を高める  
いじめのない仲間づくりのために、一人一人が日常的に心掛け  
ることを確認、実行する。
- ・内容 いじめ根絶に向けたメッセージカードつくる。  
「スマイル宣言カード」を作成し、生徒会で掲示を行う

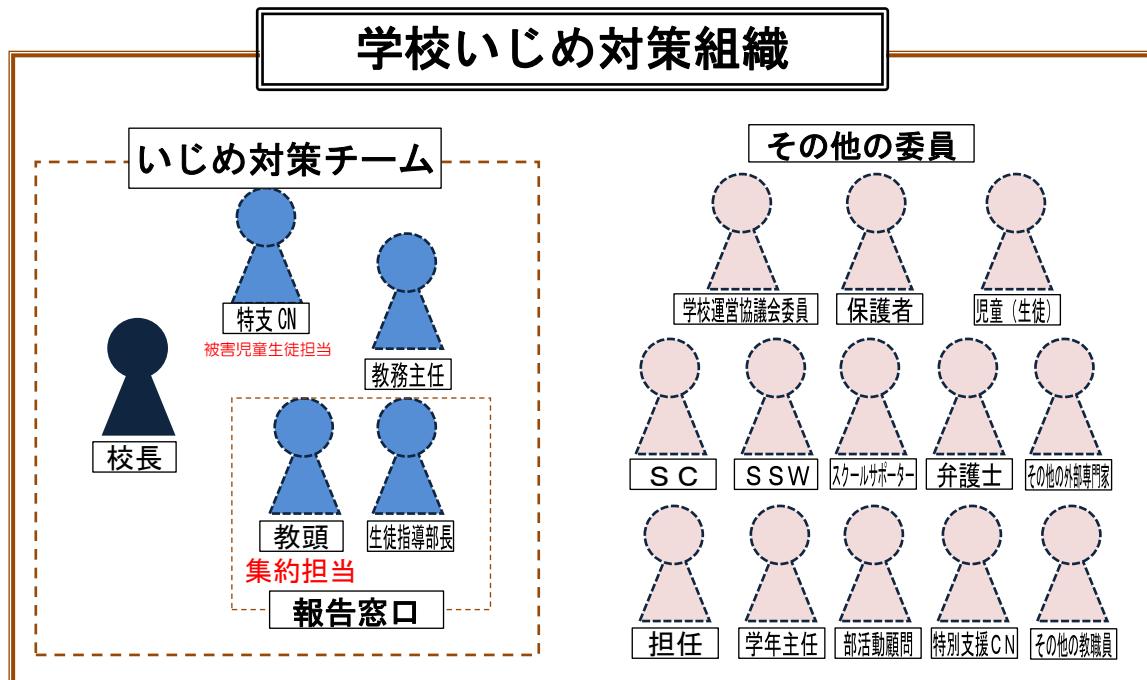
#### ③ 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。

## 3 学校いじめ対策組織の設置

### (1) いじめ対策組織の構成

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。さらに自校の複数の教職員や、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成する学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。「いじめ対策チーム」は、管理職や、生徒指導部長、教務主任で構成します。その中で、教頭と生徒指導部長が他の教職員か

らの報告をいつでも受けられる「報告窓口」の役割を担い、さらに報告を集約してその後の対応をコーディネートする「集約担当」を教頭が担当します。個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受けることとします。また、「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加することとします。



## （2）学校いじめ対策組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ⑥ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ⑧ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ⑨ 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

## 4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

### (1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進めます。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進めます。
- ② 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ③ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒及び保護者に保健室（保健担当教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

## 【資料①】

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

### 日常の行動や様子等

児童生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 [ ]
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 [ ]
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 [ ]
- 教職員のそばにいたがる。 [ ]
- 登校時に、体の不調を訴える。 [ ]
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 [ ]
- 交友関係が変わった。 [ ]
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 [ ]
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。 [ ]
- 視線をそらし、合わそうとしない。 [ ]
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。 [ ]
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [ ]
- 体に擦り傷やあざができていることがある。 [ ]
- けがをしている理由を曖昧にする。 [ ]

### 授業や給食の様子

児童生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 [ ]
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 [ ]
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 [ ]
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 [ ]
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 [ ]
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 [ ]

### 清掃や放課後の様子

児童生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 [ ]
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 [ ]
- 一人で下校することが多い。 [ ]
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 [ ]
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 [ ]
- 部活動の話題を避ける。 [ ]

## 【資料②】

### 主な相談窓口

#### ◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

#### ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

#### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

#### ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

#### ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

#### ◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。事前に都合のよい日時をお知らせください。 旭川市立嵐山小中学校 TEL61-1199

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた児童生徒に**寄り添った指導を行うために担当者を配置するとともに、職員全体で見守りを行うなど**、いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- ② 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、保健担当教諭等によるチームを

編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応する適切な役割分担を行う。

- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

#### (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、関係学校と緊密に連携し、協力し対応する。

## 7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

#### (1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ・いじめられた児童生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ・いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

#### (2) 観察の継続

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用し、児童生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

### 【資料③】

## 早期発見・事案対処マニュアル

### 【いじめの把握・報告】

- くいじめの把握>
- いじめを受けた児童生徒や保護者
  - 学級担任
  - 児童生徒アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
  - 周囲の児童生徒や保護者
  - 保健担当教諭等学級担任以外の教職員
  - スクールカウンセラー（SC）
  - その他
- くいじめの報告>
- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

### いじめ対策組織会議の開催

### 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- |                                    |                  |
|------------------------------------|------------------|
| □事実関係の把握                           | □いじめ認知の判断        |
| □「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定） | □SCや関係機関等との連携の検討 |
| □全教職員による共通理解                       |                  |

### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</li> <li>□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li>□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li>□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li>□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

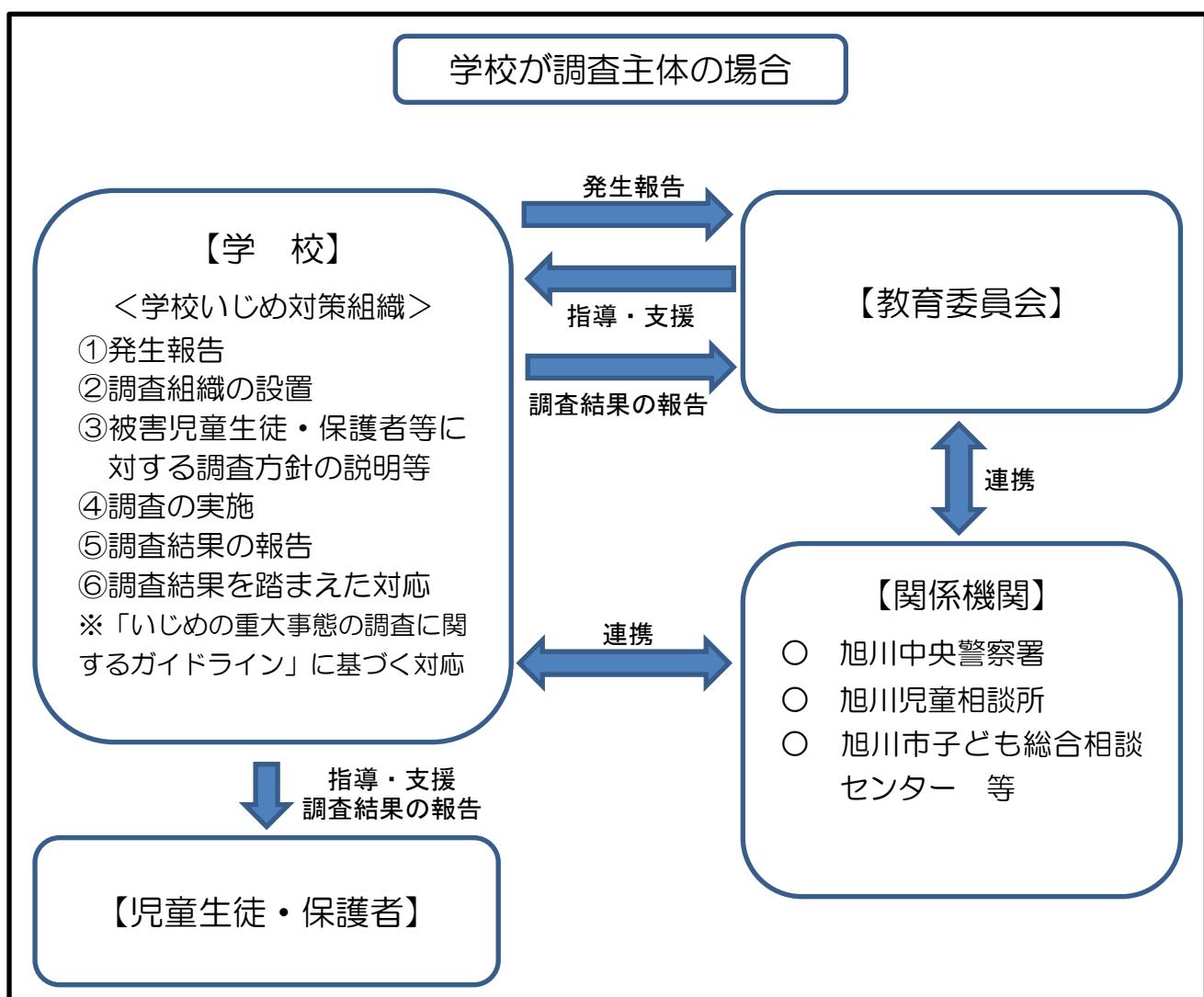
### 【再発防止に向けた取組】

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○原因の詳細な分析</li> <li>□事実の整理、指導方針の再確認</li> <li>□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育内容及び指導方法の改善・充実</li> <li>□児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実</li> <li>□道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li>□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭、地域との連携強化</li> <li>□教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li>□学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li>□児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成</li> </ul> |
|---|--|---|

## 8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。



## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- (1) 各種通知資料の家庭への配付および「親子でつくるネット利用ルール」、SNS利用についての非行防止教室の開催など情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

## 1.1 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>・生徒、保護者への説明内容</li> <li>・学校ホームページ等での公開</li> <li>・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の内容の共通理解</li> </ul> </li> <li>○学校ネットパトロール           <ul style="list-style-type: none"> <li>※通年で実施する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に関連開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> <li>○教育相談</li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針（生徒版）策定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級での検討、周知</li> </ul> </li> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査①</li> <li>○生徒が主体となった未然防止の取組</li> <li>○中連生活部6月研への参加</li> </ul>
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> <li>・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請</li> </ul> </li> <li>○基本方針のHP公開</li> </ul>		

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li> <li>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活・学習Actサミットへの参加</li> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</li> </ul>	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期のいじめ防止等の取組状況</li> <li>・夏季休業中の生活</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</li> </ul>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li>   <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li>   <li>○教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒が主体となった未然防止の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査②</li>   <li>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中連生活部12月研への参加</li>   <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期のいじめ防止等の取組状況</li> <li>・冬季休業中の生活</li> </ul> </li> </ul>

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li>   <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li>   <li>○教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証</li> <li>・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</li> </ul> </li>   <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> </ul>
生徒		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加</li>   <li>○学校運営協議会、保護者懇談会による協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組等の評価</li> </ul> </li> </ul>	

スマホ安全教室と命の安全教室と薬物乱用教室については中学生全員で受けるため3年一巡とする